

国保だより

国民健康保険 医療費のお知らせ

医療費のお知らせ（医療費通知）は、医療費の総額等をお知らせすることにより、ご自身の健康と医療に関する認識を深めていただくほか、保険医療機関等から請求された医療費が、保険税を財源とする収入より適正に支出されたかを皆様にも確認していただくことを目的としてお送りするものです。（本通知を受け取ったことによる手続きはありません。）

この通知には、国民健康保険で受診された保険診療による医療費の総額（10割）のほか、受診者名、診療年月、受診した医療機関、患者負担額等を記載して、世帯主様宛に送付します。

また、確定申告時の医療費控除にもご利用できます。

なお、医療機関等の領収書は捨てずに保管してください。

医療費通知を利用した医療費控除の申告について

※確定申告への添付に伴う医療費通知の修正方法、医療費控除に関するお問い合わせは、管轄の税務署（大垣税務署：0584-78-4101）へお願いします。

- ・患者負担額が記載されていますが、実際に医療機関等に支払った額と異なる場合（**公費負担医療や福祉医療費助成を受けている方、療養費、出産育児一時金、高額療養費がある方等**）は訂正してください。

※障がいやひとり親、乳幼児等を理由に福祉医療費助成を受けている期間は医療費控除の適用とはなりませんので、ご注意ください。

- ・医療費控除の対象となる診療で、本通知に記載のないものがあつた場合は領収書等でご確認の上、「医療費控除の明細書」を作成してください。（医療機関等からの請求が遅れた場合等、医療費通知に記載されないことがあります。）
- ・「医療費控除の明細書」に必要事項を記入した場合、医療費の領収書については確定申告期限等から5年間保存する必要があります。
- ・医療費通知を再交付することが出来ます。

交付開始期間（予定）

令和2年1月から令和2年10月分：令和3年1月4日から

令和2年1月から令和2年12月分：令和3年2月下旬から

必要なもの：印かん、保険証、身分証明書

詳しくは健康課までお問い合わせください。

～国民健康保険税の口座振替について～

役場窓口では専用の端末を使用し、口座振替の登録について、各金融機関（大垣共立銀行、十六銀行、大垣西濃信用金庫、岐阜信用金庫、岐阜商工信用組合、いび川農業協同組合、ゆうちょ銀行）のキャッシュカードによる口座振替の登録も可能となりました。通帳も印鑑も不要で、翌月からの引き落としができます。便利で安全な口座振替をぜひご利用ください。

※一部の金融機関はカードの種類によって登録が出来ない場合もあります。

問合せ先 健康課 ☎ 34-1111